

令和6年度 大津市社会教育推進事業補助金交付事業実施要領

1 目的

本要領は、「大津市社会教育推進事業補助金交付要綱」に係る補助事業、補助対象者、補助対象経費、事業の募集等及び審査に必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 事業名 大津市社会教育推進事業補助金交付事業

(2) 事業内容

社会教育関係団体等が実施する社会教育事業に対して、予算の範囲内において補助することにより、青少年指導者の育成と家庭教育並びに社会教育活動の振興を図ることを目的とする。

(3) 事業期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 補助対象事業

本事業の趣旨に沿う事業で、次に掲げる要件を全て満たすものが補助対象とする。

(1) 大津市内で実施する事業であること。

(2) 年度内に完了する事業であること。

(3) 政治活動、宗教活動及び営利事業でないこと。

(4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育事業であること。ただし、この内体育の活動は除く。

また、社会教育事業のうち家庭教育推進事業については、保護者に対する学習機会及び情報提供その他家庭教育を支援するための事業とし、親子又は世代間のふれあい及び交流を促進する事業並びに家庭学習に関する事業は対象外とする。

4 補助金額

補助金の交付額は、別添の「補助金申請のてびき（社会教育推進事業）【令和6年度】」を参照すること。

5 実施形式 公募型

6 スケジュール

実施要領の公布日から	公募開始
適法な事業提案書を受理してからおおむね1ヵ月後	審査結果通知
審査結果通知受領後	交付申請
適法な交付申請書を受理してからおおむね2週間後	交付決定通知

7 参加資格

参加資格等詳細については、別添の「補助金申請のてびき（社会教育推進事業）【令和6年度】」

を参照すること。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

ア 大津市社会教育推進事業提案書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 事業収支予算書（様式第3号）

エ 団体規約・役員名簿等

オ その他市長が必要と認めるもの

（ア）社会教育推進一般事業（広域部門）を申請する場合：各団体の総会資料

なお、複数の部門を申請する場合は、部門ごとに上記提出書類を提出すること。

(2) 提出期間及び時間

令和6年3月22日（金）から令和6年12月27日（金）

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

なお、予算の執行状況において、提出期間を変更する場合がある。その場合は市ホームページにおいて周知する。

(3) 提出方法

電子メール、持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は令和6年12月27日（金）までに到着したものに限り受け付け、事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先 大津市教育委員会事務局生涯学習課（大津市役所別館2階）

9 事業提案書作成方法

事業提案書の作成方法については、別添の「補助金申請のてびき（社会教育推進事業）【令和6年度】」を参照すること。

10 審査・選考方法

教育委員会内に大津社会教育推進事業補助金審査委員会を設置し、審査・選考を行う。

審査委員会では、適法な事業提案書を受理した順に、大津市社会教育委員会議の意見を聴取したうえで、事業内容の適否について審査する。

審査項目については、別添の「補助金申請のてびき（社会教育推進事業）【令和6年度】」を参照すること。

11 審査結果

(1) 通知方法 全ての事業提案者に対し、文書にて通知

(2) 通知時期 適法な事業提案書を受理してから、おおむね1ヶ月以内

1 2 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出期限後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出された書類は、社会教育法で定める社会教育委員に意見を求める書類として利用する。

1 3 情報公開及び提供

市は事業提案者から提出された事業提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本社会教育推進事業補助金の交付の受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 4 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本社会教育推進事業補助金の交付を実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

事業提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 著作権等の権利

事業提案書等の著作権は、当該事業提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、補助対象に選定された者が作成した事業提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、補助対象者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (6) 提案者は、本社会教育推進事業補助金の交付の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) 本件に係る補助金は、令和5年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

1 5 問合せ先

大津市御陵町3番1号

大津市教育委員会事務局 生涯学習課 社会教育グループ

電話：077-528-2635

ファックス：077-523-5735

メールアドレス：otsu2403@city.otsu.lg.jp